

実施方針に関する意見・提案及び回答

| No. | 頁 | 第 | 1. | (1) | 1) | ① | a | a) | 項目名 | 意見・提案 | 回答 |
|-----|----|---|----|-----|----|---|---|----|----------------|--|--|
| 1 | 2 | 1 | 1. | (5) | | | | | 香貫駐車場 香陵駐車場 | 沼津市営香貫駐車場及び香陵駐車場の利用状況は事業費算出のための重要な資料と考えます。については、両駐車場利用者のトラックレコード(曜日、時間毎等)をご開示いただきたく、お願いします。 | 既存の資料を公表します。 回答資料6及び回答資料7をご参照ください。 |
| 2 | 2 | 1 | 1. | (5) | | | | | 香貫駐車場 香陵駐車場 | 沼津市営香貫駐車場及び香陵駐車場において、市役所利用など減免を受けることによる駐車場収入の減額は、事業費算出の上で重要な事項と考えます。については、両駐車場利用者のうち、減免対象となる車の台数、及び減免額がわかる資料をご開示いただきたく、お願いします。 | 既存の資料を公表します。 回答資料8及び回答資料9をご参照ください。 |
| 3 | 9 | 2 | 2. | | | | | | 選定の手順及びスケジュール | 一定の条件のもと、より良い提案を検討するうえでは相応の期間が必要であり、入札公告から入札及び提案書の受付まで3か月では短いと考えております。については、入札公告から入札及び提案書の受付期間を可能な範囲で延ばしていただきたくお願い申し上げます。 | スケジュールの変更は行いません。 |
| 4 | 10 | 2 | 3. | (2) | | | | | 実施方針等に関する説明会 | 説明会時に投影された資料をご開示ください。また、説明会時に補足説明された事項につき、実施方針や要求水準書(案)に明記いただけないでしょうか。 | 説明会時の資料は公表しません。 補足説明事項については、要求水準書(案)を修正します。 |
| 5 | 13 | 2 | 3. | (5) | | | | | 実施方針の変更 | 構成員及び協力会社には、できるだけ市内企業又は、市内に営業所を有する企業を加えるように努めるとありますが、定義が不明確です。 例えば、本日営業所を設けた場合でもこれに該当するのでしょうか。いずれにしても「できるだけ」という表現では、できなければよいということになります。これでは、地域の経済力の強化や雇用の創出が望めません。 県内の他市町村、或いは全国の他市町村と同じように「沼津市内に本店を有する、建築Aランクの者を複数社構成員として入れる」ことを明記していただきたい。 | 第1文及び第2文については、市内企業とは「市内に主たる営業所を有する企業」です。 第3文以降については、市内事業者の育成や地域経済への配慮が趣旨であると理解しています。これらについては、「4. 入札参加者の備えるべき入札参加資格要件」において「構成員及び協力会社には、できるだけ市内企業または、市内に営業所を有する企業を加えるように努めるとともに、工事開始から維持管理・運営期間が満了するまでの間、必要な資器材・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら、本事業を実施すること。」とし、具体的な数値を設けないこととしています。原文のとおりとします。 |

実施方針に関する意見・提案及び回答

| No. | 頁 | 第 | 1. | (1) | 1) | ① | a | a) | 項目名 | 意見・提案 | 回答 |
|-----|----|---|----|-----|----|---|---|----|--------------|--|---|
| 6 | 13 | 2 | 3. | (9) | | | | | 自由提案事業の照会(㉑) | 自由提案事業の照会の際、提案する自由提案施設事業の採否の通知とともに、当該施設の貴市の保有可否の判断結果も併せて通知いただきたく、ご検討ください。 | 自由提案事業の照会時に、事業者の提案内容に応じて市が判断します。 |
| 7 | 14 | 2 | 4. | (1) | 3) | | | | 入札参加者の構成等 | 前例として昨年実施契約した、静岡県内袋井市の総合体育館整備及び運営PFI事業のとおり、入札説明書を参考にし、条件として、構成企業内に建設にあたる者の内、沼津市内に本店を有する建築Aランクの者を構成員として、2者以上入れること。 | 意見・提案No.5の回答をご参照ください。 |
| 8 | 14 | 2 | 4. | (1) | 3) | | | | 入札参加者の構成等 | 構成員及び協力会社には、できるだけ市内企業又は、市内に営業所を有する企業を加えるように努めるとありますが、定義が不明確です。 例えば、本日営業所を設けた場合でもこれに該当するのでしょうか。いずれにしても「できるだけ」という表現では、できなければよいということになります。これでは、地域の経済力の強化や雇用の創出が望めません。 県内の他市町村、或いは全国の他市町村と同じように「沼津市内に本店を有する、建築Aランクの者を複数社構成員として入れる」ことを明記していただきたい。 | 意見・提案No.5の回答をご参照ください。 |
| 9 | 14 | 2 | 4. | (1) | 3) | | | | 入札参加者の構成等 | 頼重市長の所信表明(活力あるまちづくり)で地域の経済力強化と雇用の創出・確保に努めてまいります。とありますが、まさに市内の経済強化と雇用創出・確保、そして市内の建設会社の技術育成と向上の為に「構成企業内に構成員として沼津市内に本店を有し建設工事入札参加資格の建築Aランクの者を複数社以上入れること」として戴く事を提案します。 | 意見・提案No.5の回答をご参照ください。 |
| 10 | 14 | 2 | 4. | (1) | 3) | | | | 入札参加者 | 市内企業の育成や地域経済の振興をうたわれていますが、そのためにはもう少し明確な要件設定や、今後の落札者決定基準での配慮をお願いいたします。市内に営業所ではなく、市内に主たる営業所として頂きたいと思えます。また、業務毎に市内企業の参画を促すことにより、初めて多くの市内企業の参加が見込まれるのではないのでしょうか。 | 「市内企業または、市内に営業所を有する企業」については、意見・提案No.5の回答をご参照ください。また、地元企業の参加につながるよう、落札者決定基準の評価項目について検討いたします。 |

実施方針に関する意見・提案及び回答

| No. | 頁 | 第 | 1. | (1) | 1) | ① | a | a) | 項目名 | 意見・提案 | 回答 |
|-----|-------------|---|----|------|----|---|---|----|-------------|--|---|
| 11 | 14 | 2 | 4. | (1) | 3) | | | | 入札参加者の構成等 | <p>当該事業における 地元企業の活用促進について、沼津商工会議所等を通じ 要望させて頂き、香陵公園周辺整備室 ご担当者様からも「地元企業の参加について積極的に 促していきたい」との 回答を 頂いておりました。</p> <p>しかしながら、公表された 実施方針の内容を 拝見しますと、当該項目における「市内企業等の 活用配慮」に係る言及のみに止まっておりました。</p> <p>「参加資格要件に 市内企業のグループ構成員加入」を条件として明記するなどの 強制力を 有する措置の検討を お願い致します。</p> <p>また、地域経済の振興に資するため、事業者選定に影響を与えるような評価項目として、市内企業の活用度合いによる 加点を 落札者決定基準に 取り入れて頂きたくお願い申し上げます。</p> <p>なお、現在 検討中の 地元企業の参加促進策等ございましたら、ご教授いただけたら 助かります。</p> | 意見・提案No.5及びNo.10の回答をご参照ください。 |
| 12 | 18 | 2 | 5. | (1) | | | | | 審査手順に関する事項 | <p>構成企業内に地元構成員(沼津市内に本店を有し 建築Aランクの者)が入ることを出来るだけ高く評価して欲しい。又、複数社が入る場合にはその数分の評価をして戴くことを提案します。</p> | 地元企業の参加につながるよう、落札者決定基準の評価項目について検討いたします。 |
| 13 | 18 | 2 | 5. | (1) | | | | | 審査手順に関する事項 | <p>「落札者決定基準」は入札説明書と併せて公表するとの記載がありますが、基準案という形での事前公表についてご検討頂けないでしょうか。</p> <p>当該基準は、提案書の計画内容を総合的に 審査・評価する 指針であるため、提案書の作成に向けたプランニングに大きな影響を及ぼします。</p> <p>そのため、草案の形でも結構ですので、早めの公表をお願い致します。</p> | 落札者決定基準は入札公告時に公表します。 |
| 14 | 添付資料 1-1 | | 1. | No.6 | | | | | 国庫支出金等変動リスク | <p>「国庫支出金等変動リスク」は事業者負担とするとありますが、国庫支出金額の変動は事業者側でコントロールできない事象であり、事業者負担とするには合理性を欠くリスク分担と思考いたします。貴市負担としていただくようご再考をお願いいたします。</p> | 原文の通りとします。 |

実施方針に関する意見・提案及び回答

| No. | 頁 | 第 | 1. | (1) | 1) | ① | a | a) | 項目名 | 意見・提案 | 回答 |
|-----|-------------|---|----|-------|----|---|---|----|-----------------------|---|--|
| 15 | 添付資料 1-1 | | 1. | No.12 | | | | | 法制度リスク | PFI事業に直接の影響を及ぼす「法制度リスク」を事業者側で負担するとありますが、PFI事業に関する法制度の新設・変更についても事業者側でコントロールできない事象と思料いたします。貴市負担としていただくようご再考をお願いいたします。 | PFI事業に直接の影響を及ぼす「法制度リスク」は主として市が負担いたします。分担の詳細は、入札公告時に事業契約書(案)において示します。 |
| 16 | 添付資料 2-2 | | 2. | (2) | 2) | | | | 自由提案施設における自由提案事業の取り扱い | 「①～④」に応じて市は床面積を所有する／しないを決定し、減免等の条件を設ける」とありますが、自由提案施設の取扱いは入札価格に大きく影響するため、前提条件の早期のご提示並びに官民対話の複数回開催をお願いします。 | 前提条件は入札公告時に公表します。対話の実施回数の変更は行いません。 |
| 17 | 添付資料 2-5 | | 3. | (3) | 1) | ① | | | 一括支払整備費の支払い方法 | 「一括支払施設整備費の変更にかかる費用はPFI事業者が負担する」とありますが、一括支払分が減ると、割賦支払分が増え、それに伴い、金融機関からの調達コストや貴市からの支払金利が増えることとなります。これらの費用をPFI事業者が負担することは不合理であり、特に支払金利については、金融機関が難色を示すことも想定されます。当該費用については、貴市にてご負担していただきたく、ご検討下さい。 | 原案の通りとします。 |
| 18 | 添付資料 2-7 | | 3. | (3) | 5) | | | | 光熱水費について | 3年目までの光熱水費については市・事業者のいずれにも利益・不利益がないように、提案価格にかかわらず実費精算とすることを提案します。 | 「沼津市環境基本計画」に示す総合的な省エネ化を目指すことから、原案の通りとします。 |

※ページ番号及び該当項目は適宜修正しています